

葵の園・仙台泉 身体的拘束等の適正化についての指針

(委員会設置)

第1条 身体拘束廃止等の適正化のための対策を検討する委員会を設置する。本委員会の名称は身体拘束廃止委員会と称する。(以下「委員会」とする)

(委員会目的)

第2条 本委員会は葵の園・仙台泉において、利用者の生命または、身体保護のための緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為をおこなわないこと、利用者の人権を擁護し、安全性、信頼性、専門性を高めること、身体的拘束等の適正化を検討することを目的とする。

委員会が、報告、改善の為の方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではない。

(身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方)

第3条 身体的拘束等の適正化に関する基本方針は、身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。介護老人保健施設 葵の園・仙台泉では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識・ケアの実施に努めます。

(所管事項)

第4条 本委員会の所管事項は次の通りとする。

- (1) 身体的拘束（行動制限）をしないための取り組みに関すること。
- (2) 人権擁護、虐待防止のための取り組みに関すること。
- (3) やむを得ず身体的拘束を実施した場合の倫理審議に関すること。
- (4) 身体的拘束等について報告する為の様式・2を整備すること。様式には身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するものとする。
- (5) 介護職員その他の従業者より、(4) 様式・2 にて報告された事例を集計し、分析すること。
- (6) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- (7) 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。
- (8) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

(組織)

第5条 本委員会は次の委員をもって組織する。

- (1)施設長（医師）
- (2)事務長

- (3)看護職員
- (4)介護職員
- (5)リハビリ職員
- (6)施設介護支援専門員
- (7)支援相談員
- (8)その他施設管理者が必要と認める者

- 2. 委員会に身体的拘束等の適正化対策を担当する専任の担当者を置く。
- 3. 上記専任の担当者は本委員会、副委員長とする。

(構成)

第6条 本委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- (1) 委員長は施設長とし、副委員長は施設長が任命する。
- (2) 委員長は会務を総括し、委員を代表する。委員長が欠けた場合は副委員長がその職務を代行する。
- (3) 委員は各所属長の推薦を受け、施設長が任命する。
- (4) 委員が欠けた場合、残りの任期は各所属長が後任者を推薦し、施設長が任命する。
- (5) 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。

(委員会頻度)

第7条 本委員会の会議は次の通りとする。

- (1) 本委員会の会議は2か月に1回開催するほか、必要に応じて委員長が招集する場合がある。
- (2) 会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(研修)

第8条 研修の内容は、身体的拘束等の適正化の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、この指針に基づき適正化の徹底を目的として行う。

- (1) 研修は委員会が企画し定期的な教育研修は年2回実施する。
- (2) 新規採用時はその都度実施する。
- (3) 研修の実施内容については記録を残すこと。

(身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第9条 身体拘束等発生時の対応については、「緊急時やむを得ない身体拘束についてのマニュアル」に基づいて行う。

(入所者等に対する指針の閲覧)

第10条 この指針は事務室に常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合には、これに応ずるものとする。

附則 この規定は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規定は平成 30 年 4 月 1 日に改定する。

3 この規定は令和 7 年 4 月 1 日に改定する。